

# 定 款

公益社団法人 愛知県安全運転管理協議会

公益社団法人 愛知県安全運転管理協議会 定款

目 次

|      |                      |
|------|----------------------|
| 第1章  | 総則（第1条～第2条）          |
| 第2章  | 目的及び事業（第3条～第4条）      |
| 第3章  | 社員（第5条～第12条）         |
| 第4章  | 社員総会（第13条～第22条）      |
| 第5章  | 役員（第23条～第30条）        |
| 第6章  | 理事会（第31条～第35条）       |
| 第7章  | 資産及び会計（第36条～第43条）    |
| 第8章  | 定款の変更及び解散（第44条～第47条） |
| 第9章  | 公告の方法（第48条）          |
| 第10章 | 雑則（第49条）             |
| 附    | 則                    |

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、公益社団法人愛知県安全運転管理協議会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、愛知県内の自動車の使用者及び安全運転管理者（道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3の規定による自動車の使用者及び安全運転管理者をいう。以下同じ。）をもって地区ごとに組織する安全運転管理協議会（以下「地区協議会」という。）が相互に連絡協調して、自動車の安全な運転に必要な事業を行い、地域の交通の安全と円滑に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車の使用者及び安全運転管理者の講習
- (2) 運転者の教育訓練及び運転適性検査
- (3) 安全運転管理に関する調査研究
- (4) 機関誌、テキスト等の編集発行
- (5) 図書、資料等の作成及び購入のあっせん
- (6) 広報資料の作成及び配布
- (7) 交通安全教育用ビデオ等の貸出
- (8) 自動車の使用者、安全運転管理者、運転者等の優良表彰
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県において行うものとする。

### 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもって構成する。

(会員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した地区協議会とする。
- (2) 特別会員 この法人の事業に功労があつた者又は学識経験者で、社員総会の同意を得た者とする。
- (3) 賛助会員 この法人の事業の目的達成に賛助する個人又は団体で、社員総会の同意を得た者とする。

2 会員は、前項のうち正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は事業目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名勧告を受ける社員に対して、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第12条 この法人を退社し、除名され、又は社員資格を喪失した社員は、既に納入した会費その他の拠出金品については返還しない。

## 第4章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 社員の除名
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 5 月及び翌年の 3 月に各 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

2 臨時の社員総会は、次のいずれかに該当するに至ったとき開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求をしたとき。

(招 集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合においては、請求の日から 30 日以内に社員総会を招集しなければならない。

3 会長は、社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面を社員総会の日の 10 日前までに社員に送付しなければならない。

(議 長)

第 17 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席

した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、第21条の規定により、あらかじめ社員の全員又は過半数が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした候補者については、これを要しない。

(書面表決等)

第20条 社員は、やむを得ない理由のため社員総会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略等)

第21条 会長は、社員総会に先立ち、社員に対して社員総会の目的である事項についてあらかじめ書面又は電磁的方法により提案し、表決を求めることができる。この場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合において、当該提案について社員の過半数が同意の意思表示をしたときは、社員総会において、当該提案について一括で採決することができる。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 社員総会の議事録には、会長及び当該社員総会に出席した監事が記名押印する。

## 第5章 役 員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 4名以上6名以内
  - (3) 専務理事 1名
  - (4) 常務理事 2名以内
  - (5) 理事（会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。） 21名以上26名以内
  - (6) 監事 2名
- 2 次の者を代表理事とする。
- (1) 会長
  - (2) 副会長のうち1名
- 3 第1項の専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事たる会長、副会長、代表理事たる副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事については、親族その他の特別の関係にある者（以下「特別利害関係者」という。）の合計数が、その理事の現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、会務を総理し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、副会長に事故があるとき又は副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して会務を掌理し、専務理事に事故があるとき又は

副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 理事は、理事会の会務を執行する。

#### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、法令の規定により必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

#### (役員の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、再任することができる。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第28条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他役員として適しないと認められるとき。

- 2 前項の規定により役員を解任するときは、当該役員に対し、あらかじめ当該事案についての弁明の機会を与えなければならない。

#### (顧問)

第29条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(報酬及び費用の弁償)

第 30 条 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。
- 3 前 2 項の規定による報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める。

## 第 6 章 理事会

(構 成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副会長及び業務執行理事の選定並びに解職

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長たる理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 資産は、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第 38 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、事業年度終了後 2 月以内に監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内

容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金等）

第43条 資金の借入れ（その事業年度内の収入をもって償還するものを除く。）をしようとするとき、又は新たな義務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの（収支予算で定めるものを除く。）をしようとするときは、社員総会において総社員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 45 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 10 章 雑 則

(委 任)

第 49 条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の承認を得て定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の代表理事は小栗七生、森田力、立松悦治、山崎周彌、藤城郁也、小林一光及び相羽繁生、業務執行理事は玉越清美、葛山喜久夫及び西岡誠とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 4 この定款の一部を改正し、平成25年5月16日から施行する。
- 5 この定款の一部を改正し、平成27年3月17日から施行する。
- 6 この定款の一部を改正し、平成30年11月15日から施行する。